

群馬県全域がCSFの「大臣指定地域」となりました

大臣指定地域（豚及びいのしし）とは・・・

- CSFの発生リスクが高まっていると判断された地域
- 指定地域内の農場は、飼養衛生管理基準の基本事項を遵守したうえで追加的な防疫措置が必要となります

指定地域一覧（令和2年7月～）

茨城県、栃木県、**群馬県**、埼玉県、千葉県、東京都※、神奈川県、新潟県※
富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県※
三重県、滋賀県、京都府、大阪府※、兵庫県、奈良県、和歌山県、沖縄県※

（※印）都府県内の一部地域のみ

大臣指定地域における追加的な防疫措置

- 畜産関係者以外の者を衛生管理区域に立ち入らせない
- 県内で収穫した農産物を飼料・敷料に利用する場合は、家畜保健衛生所に相談する
- 畜舎ごとの専用の衣服や靴を設置して、畜舎に入る際は着用させる
- 畜舎間での家畜の移動では、通路に野生動物の侵入防止対策（屋根や壁）をするか、洗浄・消毒済のケージやリフトを使用する
- 畜舎内に物品を持ち込む場合は、畜舎出入口付近で洗浄・消毒をする
- 放牧場の給餌場所への防鳥ネット設置や家畜避難用設備の確保
【令和2年11月以降に適用】

☆詳細等については、お問い合わせください

中部家畜保健衛生所 027-288-0371